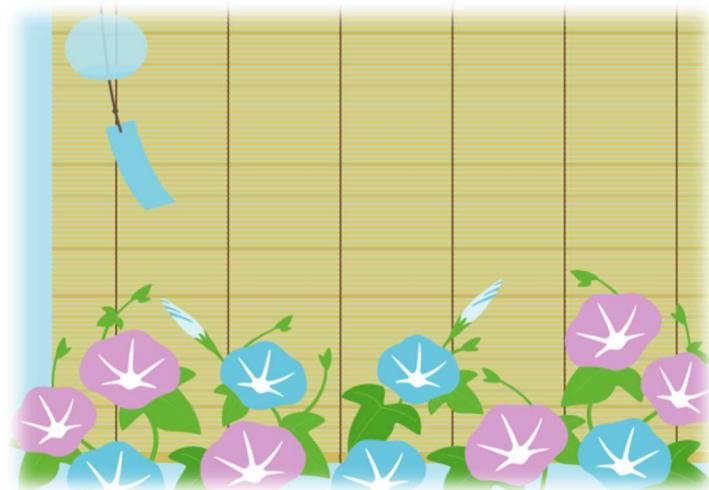


令和5年度

夏季休業中における児童生徒の指導について



群馬県教育委員会

重点指導事項

1 健全育成の推進

- (1) 規則正しい生活習慣の確立とあいさつの励行
- (2) 感染症予防を含めた心身の健康の保持増進
- (3) 計画的な家庭学習の励行
- (4) 部活動、個人的研究活動、読書、芸術鑑賞等への計画的な取組
- (5) 家庭内での役割分担と積極的な取組

2 安全指導の徹底

- (1) 交通事故の防止と交通マナーの育成
- (2) 家庭や地域と連携した日常生活における安全の確保
- (3) 危険な遊び等による事故の防止
- (4) 部活動等における事故の防止

3 問題行動等の未然防止

- (1) いじめの防止
- (2) 不登校への支援
- (3) 自殺予防
- (4) 家出・誘かい等の犯罪被害防止
- (5) スマホ・インターネット端末等の問題
- (6) 深夜徘徊及び好ましくない遊技場等への出入りの防止
- (7) 飲酒、喫煙、薬物乱用の防止
- (8) 万引き・暴力行為等の防止
- (9) 暴走族等への加入の防止

1 健全育成の推進

(1) 規則正しい生活習慣の確立とあいさつの励行

○健康的な生活習慣の定着

- ・起床、就寝、食事、運動等一日の生活の仕方を計画させ、健康的な生活を送るように指導する。

○あいさつの励行

- ・あいさつの意義を理解させ、家庭や地域において積極的なあいさつの励行に取り組ませる。

(2) 感染症予防を含めた心身の健康の保持増進

○感染症、食中毒の予防

- ・感染症や食中毒の感染経路等を指導するとともに、毎日の健康観察や効果的な予防方法（手洗い等）を励行させる。

○自己健康管理の実施

- ・健康診断結果等とともに、二次検診等の受診や疾病の治療等を促す。



○体力の向上

- ・身近で手軽な運動を継続的に行い、体力の向上を図るよう指導する。

○教育相談の実施

- ・登校日、家庭訪問、個別面談等の際に、積極的な教育相談を行い、児童生徒の悩みや問題点を把握する。

○公害等による被害の防止

- ・光化学オキシダントやPM 2.5に対する注意報や警報の発令、周辺地域での農薬散布情報等があつた場合、体に異常を感じたときの対処法を指導しておく。

(3) 計画的な家庭学習の励行

○自主的な学習計画の立案

- ・児童生徒の自主性が發揮できるよう指導するとともに、不得意な教科の学習方法や学習計画については、個別に指導する。



○宿題、課題等の配慮

- ・宿題や課題等の内容は、児童生徒の過重負担にならないよう配慮するとともに、課題の意図やまとめ方について理解させる。

(4) 部活動、個人的研究活動、読書、芸術鑑賞等への計画的な取組

○部活動への参加

- ・心身の健康状態を適切に把握するとともに、家庭・地域での活動等に配慮し、県及び市町村の「適正な部活動の運営に関する方針（部活動ガイドライン）」を遵守した休養日を適切に設定する。
- ・活動の安全を確保し、無理のない活動計画のもと参加させる。

○研究活動、読書、芸術鑑賞等への取組

- ・自らの興味・関心に基づき、研究テーマや課題を設定し、計画的に取り組ませる。

(5) 家庭内での役割分担と積極的な取組

○家庭内での役割分担

- ・家庭生活における体験的な活動を通して、家庭内での役割分担についての自覚を深めさせるとともに、家庭への帰属意識や自己有用感を高める。
- ・家庭や地域と連携を図り、家庭内での役割分担が、日常生活や学業等に影響しないよう、家庭での状況の把握に努める。



（ヤングケアラーの早期発見・対応）

2 安全指導の徹底

(1) 交通事故の防止と交通マナーの育成

○交通法規の遵守

- ・交通法規や交通マナーについて、発達の段階に応じ、実践的な態度が育成されるよう指導する。
- ・バイク等の無免許運転を絶対にしないよう指導を徹底する。

○自転車の安全指導の徹底

- ・自転車利用に必要な交通法規、安全な乗り方、点検整備等を重点的に指導する。
- ・反射材の利用促進を図る。



【指導のポイント】

- *運転中の傘さしや携帯電話・イヤホン等の使用禁止（群馬県道路交通法施行細則第25条）
- *道路交通法に則った自転車の通行及びヘルメット着用等（道路交通法第17、63条、県交通安全条例第9条）

(2) 家庭や地域と連携した日常生活における安全の確保

○安全確保の方策の確認

- ・自分の身を守るための方策（「イカのおすし」等）についての指導を徹底する。また、家庭でも話し合いの機会をつくるよう依頼する。

○ナイフ等凶器になり得るもの携帯の禁止

- ・ナイフ等を携帯することの危険性を周知し、絶対に携帯しないよう指導を徹底する。

○地域と連携した安全確保の充実

- ・緊急時の避難場所について確認することや、地域との連携・協力体制のもと、外出時における安全確保の徹底を図る。

(3) 危険な遊び等による事故の防止

○家庭との連携

- ・児童生徒の夏季休業中の計画を把握し、不測の事態や問題行動の発生に備え、学校と家庭との連絡を密にとれるようにしておく。

○危険な遊び等による事故防止

- ・花火等危険な遊びについては、事故が起こらないよう安全指導を徹底する。
- ・鉄道線路や高压送電線等の危険個所への立ち入り禁止の指導を行う。
- ・落雷や突風、豪雨等による自然災害の危険性と事故防止についての指導を行う。



○水難事故の防止

- ・河川や貯水池等における危険箇所を具体的に確認させ、絶対に立ち入らない指導を徹底するとともに、保護者にも周知する。

○学校プールにおける安全指導の徹底

- ・プールにおける悪ふざけや飛び込み等は絶対にしないよう指導を徹底する。
- ・児童生徒の実態に合わせた水泳指導を行い、監督に万全を期す等、事故防止対策を行う。
- ・プールの衛生管理や児童生徒の健康観察を徹底する。
- ・スポーツ庁通知「学校の水泳授業における感染症対策について」を踏まえた適切な対応を行う。

(4) 部活動等における事故防止

○活動計画の作成

- ・活動内容や時間等の計画を作成し、健康・安全に配慮の上、教職員及び部活動指導員の指導の下で適切に活動させる。
- ・中学校の部活動においては、県及び市町村の「適正な部活動の運営に関する方針（部活動ガイドライン）」「中学校・高等学校運動部活動指導資料」等に基づき、適切な指導を行う。

○熱中症の予防

- ・熱中症を予防するために、気温・湿度を考慮し、計画的な休憩及びこまめな水分補給の励行、体調や疲労状況の健康観察等を行う。

○落雷事故等の防止

- ・気象情報に注意し、落雷や竜巻等突風、ゲリラ豪雨 等、天候の急激な変化に適切に対応する。

○感染症の予防

- ・感染症を予防するために、学校生活と同様に、基本的な対策を徹底した上で実施する。

3 問題行動等の未然防止

(1) いじめの防止

○いじめの未然防止、早期発見、早期対応

- ・保護者や地域との連携を図り、児童生徒の交友関係や夏季休業中の生活の状況を把握するなどして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行う。
- ・感染症に関わる偏見や差別を防止する指導を徹底する。



(2) 不登校への支援

○不登校児童生徒への支援

- ・欠席等が目立つ児童生徒との連絡を密にとり、必要に応じて教育相談等を実施する。

○休業明けの不登校の未然防止

- ・休業中の課題が仕上がってないことを理由とした登校渋りや欠席が起こることのないよう、必要に応じた支援を行い、休業明けの学校生活にスムーズにつなげていけるようにする。

(3) 自殺予防

○「SOSの出し方に関する教育」の推進

- ・援助希求的態度の育成を目的に、困難な事態や強い心理的負担を受けた時の対処法を身に付けさせる教育を計画的に推進するとともに、SOSを受け止める体制を整備する。

○早期発見・早期対応

- ・危険因子の多く見られる子の態度に現れる微妙なサインを見逃さないよう、全教職員で情報共有するとともに、自殺を企図する兆候が見られた場合は、特定の教職員で抱え込まず、関係機関との連携を含め、組織的に対応する。

○保護者への見守りの依頼

- ・保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知する。

(4) 家出・誘かい等の犯罪被害防止

○家出及び無断外泊防止

- ・家庭訪問や個別面談、電話等により連絡を密にとり、家出、無断外泊等防止のための指導援助を行う。

○誘かい等の犯罪被害の未然防止

- ・PTAや関係機関との連携を図り、家庭や学校の周辺及び通学路の点検に努める。
- ・「非行防止プログラム7～犯罪被害にあわないために～」を活用するなど事前指導の徹底を図る。



(5) スマホ・インターネット端末等の問題

○有害情報対策

- ・スマートフォンや携帯ゲーム機等でインターネットを利用する場合、フィルタリングを設定しなければいけないことを周知する（県青少年健全育成条例第28条）。

○犯罪被害等の未然防止

- ・好奇心や興味本位から、SNS等のコミュニティサイトやゲームサイトの有害情報に関係しないよう指導を徹底し、性被害や誘拐等の犯罪被害の未然防止を図る。
- ・「非行防止プログラム2～ケータイ・スマホのトラブルについて考え方～」やセーフネット標語「おぜのかみさま」「県ネットリテラシー向上動画・体験型web教材」を活用するなど、指導の徹底を図る。

(6) 深夜徘徊及び好ましくない遊技場等への出入り禁止

○深夜徘徊の防止

- ・正当な理由がない場合、保護者同伴であっても、青少年が午後10時以降外出できないことを周知する（県青少年健全育成条例第30・31条）。

○好ましくない遊技場への出入りの禁止

- ・ゲームセンターには、保護者同伴のない16歳未満の少年は、午後6時以降入場できないことを周知する（風営適正化法第22条、県風営適正化法条例第7条第3項第2号）。

(7) 飲酒、喫煙、薬物乱用の防止

○飲酒、喫煙、薬物乱用の防止

- ・飲酒、喫煙、薬物乱用は法律で厳しく規制されていることだけでなく、その有害性や危険性について指導する。

(8) 万引き・暴力行為等の防止

○万引き、金品の盗み（自転車盗など）、暴力行為、ゆすり・たかり、カンパ強要等の防止

- ・非行防止教室等を開催し、責任ある行動を取れるような判断力を身に付けさせる。
- ・万引きは窃盗罪であることの指導を徹底する。
- ・地元警察署（交番）やコンビニエンスストア等の店舗との連絡を密にし、情報の共有化を図る。

(9) 暴走族等への加入の防止

○暴走族や非行グループ等への加入の防止

- ・暴走族や非行グループ等への加入の防止に向け、関係機関との連携を図った指導に努める。
- ・外出、交友関係については、家庭の責任において行うよう保護者と連携を密にとる。

4 その他

(1) 学校の施設・設備の安全点検と事故防止の徹底



施設・設備の点検

○学校の施設・設備の点検と補修等

- ・「学校安全総合点検表」に基づいて、定期的及び適時点検を行い、危険が予測されるものについては、速やかに適切な処置を講じ、常に事故防止に配慮する。特に、休業中に使用する学校プールや遊具等の安全管理及び点検を徹底して事故防止に努める。

学校開放等に伴う事故防止

○学校施設等の貸与又は、開放する場合の事故防止

- ・児童生徒に学校施設等を貸与又は開放により利用させるときは、施設等の安全管理に万全を期すとともに、危険防止等について指導を徹底する。

学校施設の安全管理

○地域の行事で学校施設等を貸与又は、開放する場合の安全管理

- ・休日及び夜間に地域の行事で学校施設等を貸与又は開放する場合には、施設等の安全管理に関する規則等の定めに基づくとともに、責任の所在を明らかにし、安全管理にも十分に配慮する。
- ・閉学期間を設ける学校は、閉学期間内の連絡体制を整備し、周知を徹底する。

(2) 非常災害発生時における児童生徒の安全対策及び事前指導



非常災害発生時のための安全対策

○震災、風水害を想定した事前指導の徹底

- ・震災、風水害等不慮の事態に対応する児童生徒の安全対策、啓発指導を実施する。
- ・非常災害発生に備えた校内の連絡体制、家庭・地域との緊急連絡組織等を確立する。

(3) 児童生徒の海外渡航対応

海外渡航時の感染症予防

○海外渡航前後の対応

- ・児童生徒が海外へ渡航する際には、予防接種や現地の感染症状況などを確認するよう指導する。
- ・渡航先では、朝夕に体温を記録しておき、体調不良の時には、医療機関で受診するよう指導する。
- ・帰国後は、国の定める措置に従う。